

「シンガポールビジネス法のエッセンス」初版第2刷の増刷に当たり、第1刷より以下の修正を行いました。

パラグラフ	要訂正箇所	訂正内容	備考
8-201	……比較的馴染みやすい。『しかし』、信憑性…… (4行目)	しかし→しかも	
8-204	25万シンガポールドル以上 など	「以上」は「超」に、「未満」は「以下」にする	
8-211	末尾	「。」を入れる	
8-234	「とはいずれのこれらの」	「とはいずれもこれらの」	277頁1行目の末尾
8-245	very strong prima facie case	prima facieをイタリックに	
8-261	当該第三者債務者	当該第三債務者	
8-263	禁錮・罰金	拘禁・罰金	英米法系では懲役と禁錮の区別がない
8-317, n 24	引用文献のサイテーション	John Choong and others, <i>A Guide to the SIAC Arbitration Rules</i> (2nd edn, Oxford 2018) § 5.54.	
8-325	当事者が他の当事者の氏名を受領した……	当事者が他の当事者の指名を受領した……	
8-325, n 28	引用文献のサイテーション	Choong (n 24) § 8.39.	
8-331	一方当事者のみの審尋手続 (Ex Parte)	一方当事者のみの審尋手続 (<i>ex parte</i> proceedings)	
8-343	抗弁主張書面	反論主張書面	ここでdefenceは抗弁だけでなく否認も含む広い意味
8-345	要求されない (19条2項)	直後に「。」	
8-345, n 30	引用文献のサイテーション	Peter Ashford, <i>The IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration</i> (Cambridge 2013)	
8-346	3.6.1見出し	Discoveryと大文字にする	続く表記と揃える
8-348	全当事者に要求することができる。(25条1項)	全当事者に要求することができる (25条1項)。	。の位置をずらす
同	書名付きの主張書面	署名付きの主張書面	
8-350	中心はやはり証人尋問 (Cross Examination)	中心はやはり反対尋問 (Cross Examination)	
同	(末尾)	「こともある」をトル	
8-352	仲裁庭による	仲裁廷による	
8-355	無効の申立て (Set Aside)	無効 (set aside) の申立て	
8-357	欄外の「8-357」の位置	「当事者は、以下に基づいて」の段落の位置に上げる	
8-362	結論を別にするおそれ	結論を異にするおそれ	
8-401	あるなど。不確実性が	あるなど、不確実性が	
8-402	SICCは、国際商事紛争について判断するシンガポール裁判所の一部門でありながら国際商事紛争について判断する部門であり、	SICCは、シンガポール裁判所の一部門で国際商事紛争について判断する部門であり、	
同	控訴院	Court of Appeal	控訴院はイギリスの同名の裁判所の訳語
8-403	Supreme Court of Judicature Act Division 18D	Supreme Court of Judicature Act 1969, s 18D	
8-506	ただし、仲裁のように調停人は	ただし、仲裁と違い調停人は	
8-507	あの手この手で説得を促し	あの手この手で説得を試み	
8-509	原告側から主張の要点、被告側から	申立人から主張の要点、相手方から	
8-512	を作成し双方署名する。	を作成し双方が署名する。	
8-515	吟味するが (059R5)	吟味するが (0 59 r 5)	
8-603	様々な紛争解決手段を可能としている。、	「, 」をトル	